

千葉地方・家庭裁判所管内の支部及び独立簡易裁判所にエレベーターの設置を求める申入書

第1 申入れの趣旨

当会は、千葉地方・家庭裁判所管内の4つの支部（佐倉支部、一宮支部、館山支部、佐原支部）と、2つの独立簡易裁判所（銚子簡易裁判所、東金簡易裁判所）にエレベーターを設置することを求める。

第2 申入れの理由

地域の司法制度が地域の住民にとって「より利用しやすく、頼りがいのある司法」であるためには、裁判所庁舎が当該地域の司法需要に十分応えられる建築物であることが求められるところである。とりわけ、千葉県の高齢化率は26.8%（平成31年4月時点）と高く、このような超高齢社会では、高齢者や障がい者の利用に配慮する必要があるが、残念ながら、上記各地域の裁判所庁舎では、未だこれらの者の需要に応えられる環境が十分に整備されたといえる状況には達していない。

法廷及び調停室・待合室の多くは庁舎2階以上に設置されているところ、庁舎内にエレベーターが設置されていない場合、このような環境は不便であるだけでなく危険である。多くの高齢者や障がい者のほか、乳幼児を抱えた来庁者や妊娠中の女性の利用も少なくないが、庁舎1階ロビーには案内係がいるわけでもないため、来庁者は、人生の一大事で裁判所に赴いているという意識も相まって、普段、階段の昇降を避けている方でも、無理をして階段を利用してしまふことがままあり、重大な事故が発生する危険も否定できない。

このような事態を回避するため、例えば一宮支部においては、階段を昇れない方のために、庁舎1階の法廷（ラウンドテーブル）や調停室を利用することもしばしば行われている。しかしながら、この場合、双方当事人の待合室が近接する結果、プライバシー保護が軽視されることにならないか、またラウンドテーブル法廷が尋問の場に適しているか等、新たな問題が浮上する。

また、千葉県では、高齢者や障がい者が安全かつ快適に利用しやすい施設を整備することを目的として、平成8年3月25日、「千葉県福祉のまちづくり条例」が制定されており、同条例の趣旨・目的に照らして、上記各地域の裁判所庁舎はいずれも現代の公的施設として、必ずしもこの趣旨に沿うものではない。

以上より、当会は、千葉地方・家庭裁判所管内の4つの支部（佐倉支部、一宮支部、館山支部、佐原支部）と、2つの独立簡易裁判所（銚子簡易裁判

所，東金簡易裁判所）にエレベーターを設置することを求めるものである。

令和２年８月７日

千葉県弁護士会
会 長 眞 田 範 行